

都市 1 - 1

許認可等の内容	建築物の用途の制限に対する特例許可		
根拠法令及び条項	鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 4 条第 3 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>建築物の用途の制限に関する特例許可は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>1 次のすべての要件を満たしているとき。</p> <p>(1) 千代水土地区画整理事業の事業認可時の同事業施行地内の地権者であること。</p> <p>(2) 地区計画区域内の機能と環境を保全するうえで支障ないと認められる住宅部分の延面積が 120 m²以下の 2 階建以下の兼用住宅であること。</p> <p>(3) 将来にわたり建替えを行わない兼用住宅であり、地区計画区域外への移転の予定があること。 なお、建替え時には許可はしないこととし、許可期間は 15 年以内とする。ただし、地区計画区域外への移転が進まない相当の理由がある場合は個別の事情を考慮し判断する。</p> <p>2 市街化調整区域の区域内において地区計画を定めている場合に、当該地区計画の区域内の建築物が次の各号に掲げる建築物であると認められ、かつ、周辺の健全な環境の確保に支障のない施設で、次のいずれかの建築物であること。</p> <p>(1) 温室</p> <p>(2) 育種苗施設</p> <p>(3) 種苗貯蔵施設</p> <p>(4) 農機具等収納施設</p> <p>(5) その他の施設で、都市計画法第 34 条第 4 号に定めるもの（第 1 種特定工作物を除く。）</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 24 年 3 月 1 日</p>			

都市 1 - 2

許認可等の内容	公益上必要な建築物に対する特例許可		
根拠法令及び条項	鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 11 条		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 公益上必要な建築物とは税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署、公衆電話所、老人保健センター、特別養護老人ホーム、児童厚生施設、地方公共団体の支庁・支所とし、個別の建築物について、用途上又は構造上やむを得ないものがどうか及びその必要性を総合的に判断するものとする。</p> <p>2 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号イからチまでに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 13 年 1 月 6 日</p>			

都市 1 - 3

許認可等の内容	建築物の壁面の位置の制限に対する特例許可		
根拠法令及び条項	鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第 6		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 車庫、物置、その他の小規模な建築物であること。 ここで、「小規模」とは、床面積 10 m²未満とする。</p> <p>2 地区計画区域内の健全な市街地形成を害するおそれがないと認められること。つまり、「適正な都市機能と健全な都市環境を確保する」というこの条例の目的を損なうことがないと認められることである。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 9 年 4 月 1 日</p>			

都市 1 - 4

許認可等の内容	広告物の表示等が制限された地域における許可及び内容の変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 9 条		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 4 日	設 定 日	令和 5 年 4 月 3 日
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>鳥取市屋外広告物条例施行規則第 6 条に基づき別表第 1 及び別表第 2 に掲げる基準に該当するか否かについて審査し、決定するため、審査基準は設定しない。</p>			

都市 1 - 5

許認可等の内容	屋外広告業の登録及び特例による登録		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 25 条の 4 第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	令和5年4月3日
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>鳥取市屋外広告物条例第 25 条の 3 及び鳥取市屋外広告物条例施行規則第 16 条で定める提出書類を同条例第 25 条の 5 の規定に基づき審査し、登録の可否を決定するため、審査基準は設定しない。</p>			

都市 1 - 6

許認可等の内容	特定事業の実施に係る許可		
根拠法令及び条項	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 10 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和6年1月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 10 条第 2 項及び鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則第 10 条第 2 項で定める提出書類を同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき審査し、必要と認める場合には、同条第 2 項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同条例第 10 条第 1 項各号に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。</p> <p>条例第 10 条第 1 項各号</p> <p>(1) 国、地方公共団体が行う特定事業</p> <p>(2) その他規則で定める特定事業</p>			

都市 1 - 7

許認可等の内容	特定事業の事業計画の変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 1 2 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	30日	設 定 日	令和 6 年 1 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 1 2 条第 3 項において準用する同条例第 1 0 条第 2 項及び鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則第 1 0 条第 2 項で定める提出書類を同条例第 1 2 条第 3 項において準用する同条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき審査し、必要と認める場合には、同条例第 1 2 条第 3 項において準用する同条例第 1 1 条第 2 項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同条例第 1 2 条第 1 項各号に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>条例第 1 2 条第 1 項各号</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定事業に係る規則で定める軽微な変更 (2) 特定工作物の維持管理に係る規則で定める軽微な変更 			

都市 1 - 8

許認可等の内容	特定建設発生土搬出の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 2 6 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	20日	設 定 日	令和 6 年 1 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 2 6 条第 2 項及び鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則第 2 5 条第 2 項で定める提出書類を同条例第 2 6 条第 3 項に基づき審査し、許可する。</p> <p>ただし、同条例第 2 6 条第 1 項各号に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。</p> <p>条例第 2 6 条第 1 項各号</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出 (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂の搬出 (3) その他規則で定める土砂の搬出 			

都市 1 - 9

許認可等の内容	特定建設発生土搬出事業計画書の変更許可		
根拠法令及び条項	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 27 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	20日	設定日	令和6年1月1日
<p>審査基準</p> <p>鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第 27 条第 3 項において準用する同条例第 26 条第 2 項及び鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則第 25 条第 2 項で定める提出書類を同条例第 27 条第 3 項において準用する同条例第 26 条第 3 項に基づき審査し、許可する。 ただし、同条例第 27 条第 1 項各号に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>条例第 27 条第 1 項各号</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 搬出する土砂の数量の 2 割以内の減少 (2) 土砂を搬出する期間の 3 月以内の延長 (3) トレーサビリティシステムにおける登録事項の変更 (4) その他規則で定める事項 			